



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名	テクノクオーツ株式会社
代 表 者	取締役社長 根 生 辰 男 (JASDAQ コード番号 5217)
問い合わせ先	取 締 役 小 野 文 男 管 理 本 部 長 (TEL03-5354-8171)
当社の親会社	ジーエルサイエンス株式会社
代 表 者	取締役社長 長 見 善 博 (東証第2部 コード番号 7705)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 40 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを 3 月 18 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 28 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 28 年 6 月 21 日

以 上

【別紙】

変更内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 2 <u>当社の社外取締役は、1名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 (条文省略) 4 <u>補欠取締役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>8</u>名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u>は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>と<u>監査等委員とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2～3 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(取締役の任期) 第21条(現行どおり) 2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または定款に定めるものの他</u>、取締役会の定める取締役会規則による。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)と監査等委員とを区別して定める。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、その議決によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会) 第 31 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会) 第 28 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>各監査等委員</u>に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもの</u><u>他、監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等) 第 32 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(補欠監査役) 第 33 条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第 28 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約) 第 34 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 35 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 37 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 31 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>